

高萩市総合福祉センター・リーベロたかはぎLED照明器具賃貸借事業

No.	質問内容	回答
1	<p>リース会社は一般的に建設業の許可を有しておりません。本件において建設業法に抵触するような工事を含む場合、リース会社は工事元請け業者の立ち位置にはならないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 本事業は賃貸借契約であり、機器の設置については、使用可能な状態とするために必要な作業として位置付けています。</p>
2	<p>10 支払い条件について 年4回払いとするとありますが、四半期ごとのご請求を基本とし、下記のとおりにさせていただき差支えございませんでしょうか。 ※賃貸借開始を令和8年8月1日とした場合 令和8年8月、9月分：令和8年10月末のお支払い 令和8年10月、11月、12月分：令和9年1月末のお支払い以降同様に3か月分を翌月末にお支払い</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>設置期限は概ね3箇月とございますが、機器の調達において、世界的な社会情勢や物流の停滞等の不可抗力により、定められた期限まで納入が困難な製品が生じた場合は、別途協議することは可能でしょうか。</p>	<p>原則として、仕様書の設置期限までに設置してください。ただし、受注者の責によらない不可抗力により設置が遅れる場合には別途協議することを想定しています。</p>
4	<p>既存照明器具の廃棄と記載がございましたが、安定器も廃棄の対象という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。なお、廃棄に際しては、適正な処分をお願いします。</p>
5	<p>本件仕様書において「県内（茨城県）における公共施設での同様の工事実績を有する工事会社」との記載がございましたが、当該条件につきまして、北関東エリアにおいて同様の工事実績を有し、かつ関東全域において公共施設での施工実績を10件以上有する工事業者についても、同等の条件として認</p>	<p>地域特性への対応力及び即応性を担保するものとは必ずしも同等とは判断できないため、本件仕様書のとおりといたします。</p>

	<p>めていただくことは可能でしょうか。</p>	
6	<p>作業および現地調査の実施日時については、「別途、監督職員および施設管理者と協議の上、決定する」とありますが、現時点において想定されている作業時間帯（平日日中・夜間、または休日の日中・夜間等）がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>作業および現地調査の実施日時については、平日及び休日の日中を想定していますが、施設の状況により変わることがございます。</p>
7	<p>提出書類について、「照明メーカー発行の製品保証書（保証期間 10 年間）」との記載がありますが、弊社ではメーカー保証ではなく、自社サービスによる 10 年間の保証体制での対応を予定しています。つきましては、弊社より発行する製品保証書（保証期間 10 年間）を提出書類として認めていただけますでしょうか。</p>	<p>御社発行の「製品保証書（保証期間 10 年間）」を仕様書の「メーカー発行の製品保証書（保証期間 10 年間）」と同様のものとして提出書類として認めます。</p>
8	<p>現地調査の結果、仕様書記載の照明機器一覧に該当しない機器が確認された場合、または数量に増減が生じた場合において、賃貸借料の増減について別途協議させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>ご質問のような状況が仮に生じた場合には、別途協議することは可能です。</p>
9	<p>仕様に関しまして、日本産業規格においては演色性 Ra80 以上で問題ないと認識しておりますが、Ra80 以上の製品を選定することで要件を満たすものとして差し支えないでしょうか。</p> <p>また、現行の要求仕様では特定メーカーに限定されるおそれがあり、公正な競争性の確保の観点の視点からも懸念がございます。</p> <p>つきましては、消費電力に関しては、日本産業規格に基づく照度基準を満たしていれば、特定メーカーの仕様をすべて満たす必要はなく、同等品と</p>	<p>演色性及び消費電力に関しては、原則、仕様書に記載のある仕様を満たす製品を選定いただくようお願いいたします。本仕様書に定めている各種要件は、特定メーカーの製品を指定する目的としたものではなく、公共施設として求められる品質、安全性、信頼性及び長期的な維持管理性を総合的に確保するために必要な基準として設定しています。</p>

	<p>してお認めいただくことは可能でしょうか。</p> <p>なお、上記につきお認め頂けない場合には具体的な理由を合わせてご教示いただきますようお願い申し上げます。</p>	
--	--	--